

3 介護予防・日常生活支援総合事業について

《介護予防・日常生活支援総合事業について》

➤ 宇治市生活支援員養成研修について

本市では、平成 29 年 4 月から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しています。

令和 2 年度まで、要支援認定等をもつ高齢者に対して掃除・買い物・洗濯等の家事のみを支援する生活支援型訪問サービスの担い手として従事できる方を養成する研修（演習・実習を含む計 39 時間）を実施してきましたが、令和 3 年度より、他種サービスも含めた人材確保の観点から、本市で介護に関する入門的研修（講義 21 時間）を実施することとしています。

宇治市生活支援員の雇用を希望される事業所については、下記のとおり、入門的研修修了者に対して演習・実習部分の研修を実施いただき、市へ報告書の提出をいただくことで、宇治市生活支援員養成研修修了証書を交付することとします。

※ 実施方法や研修内容の詳細については、市ホームページに掲載します。

【宇治市生活支援員養成研修 研修内容および実施機関】

研修科目		＜令和 2 年度まで＞	＜令和 3 年度より＞
講義	21 時間【入門的研修】	市	市
演習・実習	16.5 時間	市	生活支援型訪問サービス事業所
振り返り	1.5 時間	市	—
計	39 時間		

➤ 訪問型サービス（第1号訪問事業）

サービス 種別	訪問介護相当サービス	生活支援型訪問サービス （訪問型サービスA）
サービス 内容	・ 掃除、買い物代行、調理、洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内） ・ 入浴介助、外出介助、服薬介助、自立生活支援のための見守りの援助等の身体介護	掃除・買い物代行・調理・洗濯等の生活援助（老計10号の範囲内）
利用者の 状態像	・ 認知機能の低下、精神疾患等により専門的なケアが必要な方 ・ 身体介護が必要な方	買い物や調理、掃除等の日常生活内の支援が必要な方
サービス 提供の 考え方	60分以上を想定 （提供に必要な時間）	60分以内
サービス 提供者	訪問介護事業者の従事者	訪問介護事業者の従事者 （宇治市生活支援員含む）
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス 単価	・ 本体報酬 月額包括報酬 （Ⅰ）1,176 単位 （Ⅱ）2,349 単位 （Ⅲ）3,727 単位（要支援2に限る） ・ 1 単位＝10.42 円	・ 本体報酬 1 回あたり単価 232 単位 ・ 1 単位＝10 円

(※令和7年4月時点)

サービス種別	住民主体型生活支援 (訪問型サービスB)	訪問型 短期集中予防サービス (訪問型サービスC)	移動支援 (訪問型サービスD)
サービス内容	住民主体の自主活動として行う生活援助等 ①NPO、ボランティア等による掃除、洗濯、買い物援助など簡易な支援(老計10号の範囲内) ②上記以外の生活支援の提供 (居宅での自立生活の継続の観点から必要とする「話し相手(対話や傾聴)」、「見守り」等)	作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、看護師などの専門職が定期的に短期間訪問して、健康相談および、運動・栄養・口腔ケア指導などを実施	①通院や買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (目的地における介助は対象外) ②通所型サービスや一般介護予防事業への送迎 (ただし、別主体の実施に限る)
利用者の状態像	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方	・初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方 ・生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方	簡易な一部の支援により日常生活が保てる方
提供頻度 提供時間	・週2回まで ・60分以内	・1回60分程度 ・3か月間(最長6か月) ・最大10回 ※通所型短期集中予防サービスとの併用の場合は、最大2回まで	・概ね週1回
サービス提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	・市が実施主体 ・専門職(看護師、理学療法士・作業療法士、栄養士、歯科衛生士)が実施	社会福祉法人、ボランティア、NPO など ※実施主体が運送料を徴収する場合、福祉有償運送の登録が必要
利用者負担	実施団体ごとに設定	無料	・道路運送法上の登録のない団体 ⇒無料 ・道路運送法上の登録のある団体 ⇒実施団体により設定

➤ 通所型サービス（第1号通所事業）

サービス 種別	通所介護相当サービス	短時間型通所サービス （通所型サービスA）
サービス 内容	送迎、レクリエーション、入浴、機能訓練、食事等	機能訓練等
利用者の 状態像	長時間の専門的なケアが必要な方	運動器機能訓練を中心とした短時間サービスを継続的に利用することで、身体機能の維持・向上が見込まれる方
サービス 提供の 考え方	原則5時間以上	2時間以上5時間未満
サービス 提供者	通所介護事業者の従事者	通所介護事業者の従事者
実施方法	事業者指定	事業者指定
サービス 単価	・ 本体報酬 月額包括報酬 週1回利用 1,798単位 週2回利用（要支援2に限る） 3,621単位 ・ 1単位＝10.27円	・ 本体報酬 1回あたり単価328単位 ・ 1単位＝10円

サービス種別	住民主体型通いの場活動支援 (通所型サービスB)	通所型短期集中予防サービス (通所型サービスC)
サービス 内容	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	・運動指導、栄養指導、口腔ケア指導等を複合的に実施する通所型サービス ・原則、教室開始前後に、理学療法士または作業療法士による訪問相談指導を併用して実施 ・送迎付き（無料）
利用者の 状態像	介護予防のため、比較的短時間の運動や交流等による機会の確保が必要な方 ①簡易な支援で日常生活が保てる方 ②閉じこもりがちな方 ③専門職による支援・関与の必要性が低い方 ④心身の状態が安定しているが継続的な関わりが必要な方	・初期の生活不活発病により心身機能が低下し、生活機能の改善に向けた支援が必要な方 ・生活の変化により生活機能が低下し、閉じこもりとなっている方 ・短期集中的な介入により改善が見込まれる方
提供頻度 提供時間	・2時間程度の心身活性化のための活動 ・概ね週1回程度の活動 ・プログラムに介護予防のための体操等を実施	・週1回、全10回（約3か月間） ・1回1時間30分。 ※原則、訪問指導を最大2回実施。
サービス 提供者	ボランティア主体 (健康長寿サポーター【※1】等)	・委託事業所（宇治市福祉サービス公社） ・専門職（理学療法士・作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、看護師）が実施
利用者負担	実施団体により設定	無料

【※1】健康長寿サポーターとは、高齢者に対してちょっとした身の回りの生活支援（掃除や買い物等）や通いの場等のボランティア活動をされる方として、市が養成しています。